

荒牧町自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、荒牧町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第2条 本会の事務所は、荒牧町公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集及び伝達並びに初期消火、救出・救護避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

2 会長は、荒牧町自治会長をもって充てる。

3 副会長、幹事、会長が任命する。

4 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任任期とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害及び地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代行する。

3 幹事は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第8条 総会は、原則として毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

4 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計をもって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会から委任された事

(3) その他幹事会がとくに必要と認めた事項

(経費)

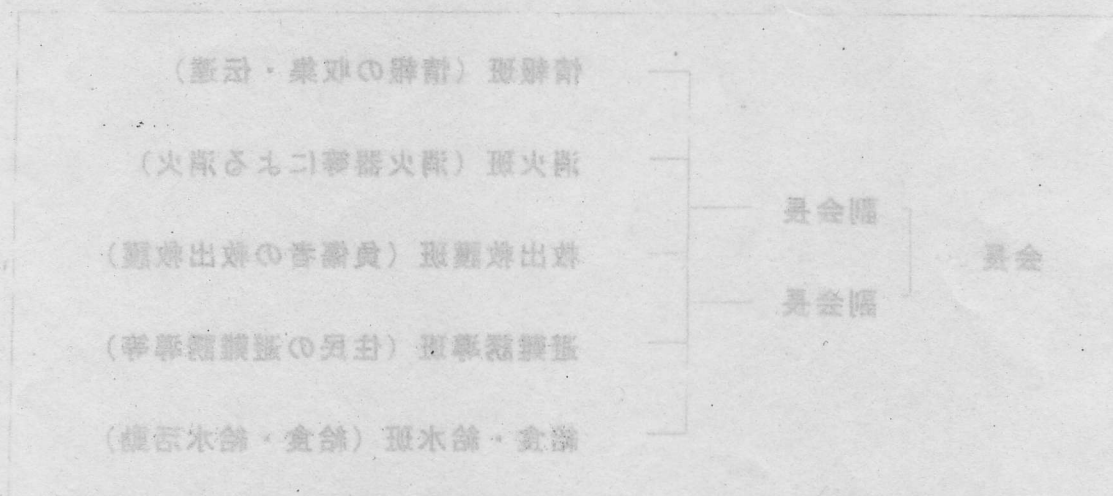
第11条 本会の運営に要する経費は、荒牧町自治会一般会費「事業費」を充てる。

附則

この規約は、平成17年 5月27日から施行する。

平成29年12月22日 規約改正

(第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条)



荒牧町自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、荒牧町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

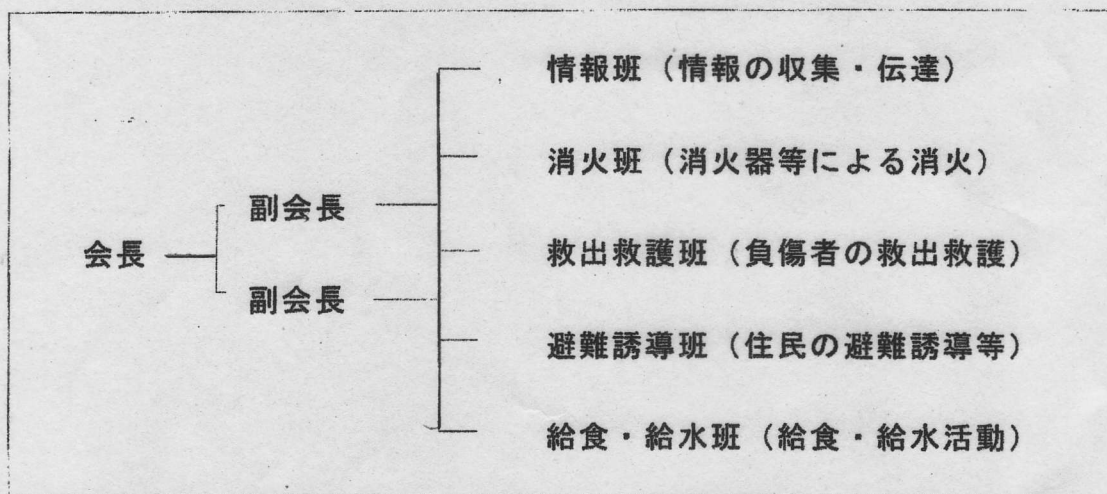
2 計画事項

この計画に定める事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災組織の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食、給水に関すること。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、つぎのとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項は、次のとおりとする。

ア 防災組織及び防災計画に関すること。

イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること。

ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。

(2) 普及方法は、次のとおりとする。

ア パンフレット、チラシ等の配布

イ コミュニティ誌等への記事登載

ウ 座談会、講習会、防災映画会等の開催

5 防災計画

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

(1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類は、次のとおりとする。

ア 情報の収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出・救護訓練

(3) 総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。

ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中又は防災の日に実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあつては、原則として年1回、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集・伝達

被災状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

(1) 情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する

情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機

関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、伝令等

による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大規模地震等において、火災の発生が被害を大きくするおもな原因となっているので、出火防止の徹底を図るため各家庭において主として、次の事項に重点をおいて点検準備する。

ア 暖房用、調理用等の火気使用設備器具の設備及びその周辺を整理整頓する。

イ その他建物等の危険個所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、三角バケツ、水バケツ等を各家庭に配備する。

8 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等による救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護班は活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護班の活動に積極的に協力する。

なお、救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものと認めたときは、医療機関又は防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

9 避難対策

(1) 大規模災害発生時、一義的には各個人もしくはその場に居た小集団がその時の判断で最も適当と思われる場所へ避難する

(2) 大規模災害の発生が予測されるとき、又は火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

* 避難誘導等の指示

避難命令が出たとき、又は防災会長が必要であると認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示をおこなう。

* 避難誘導

避難誘導班は、防災会長の指示に基づき、住民を次に定める避難地に誘

導する。

ア 大規模地震等による被害の発生が予測されるとき。

上宿地区：上宿公園

下宿地区：下宿公園

新田地区：新田公園

東地区：自性寺公園

中荒牧地区：荒牧中央公園

団地地区：荒牧中央公園

イ 津波、台風等により水災害の発生が予測されるとき。

市指定屋内避難場所

南橋保育所、北保育所、荒牧小学校、桃川小学校、南橋中学校、
南橋公民館、老人福祉センター

10 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

- (1) 給食給水班は、市から配布された食料又は地域内の家庭等から提供を受けた食料等を配布し、又は炊き出し等を行う。
- (2) 給食給水班は、市から提供され、又は井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 防災資機材等

- (1) 防災資機材等は、別途に定める配備計画により行う。
- (2) 毎年4月第4月曜日を全資機材の点検日とする。